

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)

の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二項及び第三項」を「第三項から第五項まで」に改める。

別表第一中第一号の項及び第二号の項を削り、第三号の項を第一号の項とし、第四号の項を第二号の項とし、第五号の項を第三号の項とし、同表の第六号の項標準事業費の欄中「五五〇、〇〇〇円」を「九九八、〇〇〇円」に、「三〇〇、〇〇〇円」を「五四八、〇〇〇円」に改め、同表中間号の項を第四号の項とし、第七号の項を第五号の項とし、第八号の項を第六号の項とし、同号の項の次に第七号の項として次のように加える。

七 農業者技術開発資金 農林大臣	貸付けのつど決定する額	五年以内
<p>が定める基準に基づき、農業者がその農業の生産行程を総合的に改善するためその創意により合理的に組み合わせた一連の能率的な技術を導入する場合において当該技術の導入に必要な施設を設置若しくは改良、機械の購入若しくは改良又は資材の購入に要する資金</p>		

別表第一の第九号の項技術導入資金の種類欄中「集团的技術共同導入資金」を「集团的技術共同導入・集团的生産組織育成資金」に、「当該団体が」を「、当該団体が」に、「必要な施設の設置又は機械の購入に要する」を「施設を設置し、若しくは機械を購入し、又はその構成員の委託を受けて当該技術により農作業を行なうのに必要な」に改め、同号の項標準事業費の欄中「野菜」の下に「又は花き」を加え、「調製を含む。」を「調

製を含む。以下この項において同じ。)に、

「桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては耕地一〇アールにつき

一四、四〇〇円」

「桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一四、四〇〇円

果樹を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二三、三〇〇円

いも類又は豆類を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二一、一〇〇円

茶を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一九、〇〇〇円

委託を受けて稲の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一五、五〇〇円

委託を受けて麦の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

九、一〇〇円

委託を受けて野菜又は花きの露地における栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一〇、五〇〇円

委託を受けて、田において稲を通常栽培する期間以外の期間に行なう飼料作物の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

六、七〇〇円

委託を受けて、畑において輪作により行なう飼料作物の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

七、二〇〇円

委託を受けて、畑において行なう多年性牧草の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

五、〇〇〇円

委託を受けて桑の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一三、六〇〇円

委託を受けて果樹の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一八、七〇〇円

委託を受けていも類又は豆類の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

六、四〇〇円

委託を受けて茶の栽培に係る農作業を行なう場合にあつては、耕地
一〇アールにつき

七、〇〇〇円

改め、同号の項を同表第八号の項とし、同表の第九号の二の項標準事業費
の欄を次のように改め、同号の項を同表第九号の項とする。

施設一セットにつき

生乳三六〇リットル以上六〇〇リットル未満分にあつては

五七五、〇〇〇円

生乳六〇〇リットル以上二、〇〇〇リットル未満分にあつては

八一五、〇〇〇円

生乳一、〇〇〇リットル以上一、五〇〇リットル未満分にあつては

一、一二〇、〇〇〇円

生乳一、五〇〇リットル以上二、五〇〇リットル未満分にあつては

一、五二〇、〇〇〇円

別表第一の第十一号の項技術導入資金の種類欄中「又は給桑作業」を
「給桑作業」に、「設置する」を「設置し、又は桑の収穫作業を省力化す
るための自走式桑刈機を購入する」に改め、同号の項標準事業費の欄中

「配桑受台懸垂式の給桑施設を設置する場合にあつては、一セット」

蚕種五箱分)につき

七〇、〇〇〇円

「配桑受台懸垂式の給桑施設を設置する場合にあつては、一セット」

蚕種五箱分)につき

七〇、〇〇〇円

自走式桑刈機を購入する場合にあつては、一台につき

五三〇、〇〇〇円

改め、同表の第十二号の項標準事業費の欄中「一五四、〇〇〇円」を「二

五一、〇〇〇円」に改め、同表の第十五号の項技術導入資金の種類欄中

「なし園」の下に「及びぶどう園」を加え、同号の項標準事業費の欄中

「なし園において帆柱式の改良果樹だ

なを設置する場合にあつては

七三、〇〇〇円

「帆柱式にあつては

六三、四八〇円

架線式にあつては

五七、〇五五円

なし園において架線式の改良果樹だ

なを設置する場合にあつては

六八、〇〇〇円

ぶどう園において帆柱式の改良果樹

だなを設置する場合にあつては

九〇、〇〇〇円

改め、同表の第十八号の項標準事業費の欄中「三九七、〇〇〇円」を「五
三七、〇〇〇円」に改める。

第二号様式(一の二)を次のように改める。

第2号様式(1の2)

事 業 計 画 書

(技術導入資金)
(農業者技術開発資金)

課題名		対象部門	
-----	--	------	--

1 申請者及び経営現況

氏 名					農 業	男	人				
住 所					従事者	女	人				
経営の特徴											
経験年数等											
作 付 面 積			家畜飼養頭羽数			資 本 装 備 状 況		経 営 収 支			
水稻				乳牛			トラク ター			粗収益	申請部門 の粗収益
ha	ha	ha	ha	頭			台			千円	千円

(注) 経験年数等の欄は、申請部門について記述すること。

2 申請に係る部門の生産行程の総合的改善計画

区 分	現 況	目 標
技 術 体 系		
作 業 規 模		
資 本 装 備		
労 働 時 間		
生 産 量		
粗 収 益		
生 産 費		
そ の 他		

(注) 数字をあげて具体的に記入すること。

3 導入しようとする技術

- (1) 現行技術の問題点
- (2) 創意により組み合わせる技術の内容

4 技術の導入に必要な経費

技術の種類	資材等の区分	員数	単価	金額	備考
			千円	千円	
計					

5 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	農業改良資金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

6 意見

(1) 農業協同組合長及び市町村長の意見

	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村長の意見欄		

(2) 農業改良普及所長、蚕業指導所長又は日本専売公社支局長若しくは出張所長の意見

1 農家の適確性
2 技術内容等の適否
3 適応地域と今後の普及見通し
4 その他

(3) 知事（審査委員会を含む。）の意見

7 その他

（設計図、構想図、写真等参考となる資料）

第二号様式（一の三）を第二号様式（一の四）とし、第二号様式（一の二）の次に第二号様式（一の三）として次のように加える。

第2号様式(1の3)

事業計画書

(技術導入資金
(集团的技術共同導入資金又は集团的生産組織育成資金))

1 総括表

借受主体の名称				代表者の氏名				事業の対象となる部門				参加農家戸数			
												戸			
参加農家の経営面積								参加農家の家畜飼養状況							
稲	麦	野菜	果樹		その他	計	乳牛	肉用牛	豚				その他		
ha	ha	ha	ha		ha	ha	頭	頭	頭						
事業の対象となる部門の細目		対象作目名		参加農家の総耕作規模				左のうち本事業の対象となる生産行程に係る規模				参加農家戸数			
				現況		目標		現況		目標		現況		目標	
				ha		ha		ha		ha		戸		戸	

- (注) 1 事業の対象となる部門の細目は、たとえば、飼料作部門を水田裏作、畑輪作等に区分する等区分を要するものについて記入すること。
2 目標欄は、おおむね5年後の目標を記入すること。

2 組織の概要

3 構成員の業務分担

役 割	氏 名	年 齢	経 営 規 模		業 務 分 担	備 考
			耕 地	家 畜		

4 栽培管理計画

	作 業 名							備考
	育苗	耕起				収穫	乾燥	
栽培技術協定 共同作業 分担作業 受託作業	ha	ha						委託者 人

5 機械及び施設の利用計画

区分 作業名	既 導 入 機 械、施 設				新 規 導 入 機 械・施 設			
	耕うん機				トラクター			
耕 起 は 種	台				台			

6 技術の導入により解決しようとする課題の概要

7 貸付けの対象となる機械及び施設の導入計画

機械・施設名	規模・能力等、	員 数	単 価	金 額	備 考
			円	円	

(注) 集団的技術共同導入資金の貸付けを受けようとする場合にのみ記入すること。

8 農作業受託料金 (10アール当たり)

部 門	作 業 名	計	受 託 料				
			整備修理費	燃 料 費	労 賃	資 材 費	減価償却
			円	円	円	円	円

(注) 集団的生産組織育成資金の貸付けを受けようとする場合にのみ記入すること。

9 資金計画

区分 資金の種類	総事業費	資金調達方法			備考
		農業改良資金	自己資金	その他	
集团的技術共同導入資金	円	円	円	円	
集团的生産組織育成資金					

10 意見

区分	貸付けの要否	その理由
農業協同組合長の意見欄		
市町村の意見欄		
農業改良普及所長又は蚕業指導所長の意見欄		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百五十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和四十八年八月九日から施行する。

昭和四十八年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一技術導入資金の表中第一号の項及び第二号の項を削り、第三号の項を第一号の項とし、第四号の項を第二号の項とし、第五号の項を第三号の項とし、第六号の項を第四号の項とし、第七号の項を第五号の項とし、第八号の項を第六号の項とし、同号の項の次に第七号の項として次のように加える。

七 農業者技術 開発資金	施設、機械、肥料、 農業、資材等	農業者	四月から 十一月まで	五月から 十二月まで
-----------------	---------------------	-----	---------------	---------------

第一技術導入資金の表の第九号の項資金の種類欄中「集团的技術共同導入資金」を「集团的技術共同導入・集团的生産組織育成資金」に改め、

同号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「(一) 稲又は麦」を「集团的技術共同導入」に、

(一) 稲又は麦

「(二) 露地野菜」を

「(二) 野菜(露地)・花き(露地)」に、

「かん水施設及び運搬施設」を

「かん水施設及び運搬施設」を

「かん水施設及び運搬施設」を

(五) 果樹

イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、整枝機等の動力機械

整備管理施設

ロ 施設

整備管理施設

(六) いも類又は豆類

イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、移植機、収穫機等の動力機械

整備管理施設

ロ 施設

整備管理施設

(七) 茶

イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式を除く。)、摘採機、整枝機等の動力機械

整備管理施設

ロ 施設

整備管理施設

集团的生産組織育成

(一) 機械・施設の光熱費及び燃料費

(二) 機械及び施設の整備修理費

(三) 肥料、農薬等の資材費

(四) 労賃

に改め、同表中同号の項を第八号の項とし、第九号の二の項を第九号の項とし、第十一号の項貸付けの対象となる資材等の欄中「配桑受台懸垂式給桑施設」を

「配桑受台懸垂式給桑施設」を

自走式桑刈機

に改め、同表の第十一号の二の項

貸付けの対象となる資材等の欄中「地中暖房施設」を「暖房施設」に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】